

学校いじめ防止基本方針

箕面市立中小学校

2022年 3月

◆ も く じ ◆

I いじめに関する基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
II 未然防止	3
1 子どもや学級の様子を知る	3
2 豊かな学びの実現	3
3 互いに認めあい、支えあい、助けあう仲間づくり	3
4 命や人権を尊重し豊かな心を育てる	4
5 保護者や地域の方への働きかけ	4
6 インクルーシブ教育の実践	4
III 早期発見	5
1 早期発見のためのポイント	5
2 いじめ発見のための手立て	5
3 相談しやすい環境づくりをすすめる	6
4 地域の協力を得る	6
IV 早期対応	7
1 いじめ対応の基本的な流れ	8
2 いじめ対応の留意事項	8
V ネット上のいじめへの対応	9
1 ネット上のいじめ	9
2 未然防止	10
3 早期発見・早期対応	10
VI いじめに取り組む体制	11
1 いじめに取り組む体制の整備	11
2 重大事態への対応	12
3 年間を見通したいじめ指導計画の整備について	12

いじめに関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為であり、その撲滅に向けてあらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも、起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

いじめへの取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが求められる。

(「箕面市いじめ防止基本方針」より)

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。心身の苦痛を感じていると訴えることが難しい児童生徒もいることから、いじめ行為の対象となる児童生徒の認識に関わらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。

(「いじめ防止対策推進法」第2条より)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
仲間はずれ、集団による無視をされる
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
金品をたかられる
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(「いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定)」より)

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめには様々な特質があるが、学校は、以下の①～⑧をいじめに対する基本的な認識とし取り組むものとする。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめへの取組にあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。また、重大事態が発生した場合には、迅速に事案の解決にあたるとともに、誠実な対応に努める。

II 未然防止

いじめにおいて、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する。

1 子どもや学級・学年の様子との共有

① 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る体制を構築する。

② 実態把握の方法

子どもたちの一人ひとりの状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ防止のための指導計画を立てる。そのためには、箕面子どもステップアップ調査の生活調査を有効に活用する。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う。

2 豊かな学びの実現

規律と主体性のある授業づくり

「箕面の授業の基本」をもとに、すべての子どもが授業に参加し、主体的に学ぶ姿勢を持つよう「授業のユニバーサルデザイン化」を進める。

3 互いに認めあい、支えあい、助けあう仲間づくり

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。

① 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなる。

② 心の通いあう教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向きあう時間を確保し、心の通いあう学校づくりを推進する。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認めあう仲間づくりをする。

④ 子どもたちの主体的な参加による活動

1年生を迎える会や6年生を送る会、中小まつり、清掃活動、給食などの異学年交流や、運動会・委員会・地区児童会などでの児童の主体的な取り組みをとおして、お互いに認めあい、高めあう関係を築く。

4 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々ななかかわりを深める体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

① 人権教育の充実

一人ひとりが集団の中に生かされ、共に支えあい、共に育ちあう仲間づくりを行う。また、すべての教育活動の中で、人権教育の実践に努める。

② 道徳教育の充実

いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。道徳の授業で子どもたちが、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れ、自分自身の生活や行動を省みることは、いじめの抑止につながると考えられる。今後も、児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱っていく。また、道徳の授業だけでなく、すべての教育活動を通して、いじめを許さないという心や意識の育成に努める。

③ 体験学習の充実

子どもたちは他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。

教科での体験学習や校外学習、社会見学、聞き取り活動など、地域と連携しながら、発達段階に応じた教育活動を取り入れる。

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

人間関係づくりや「中小のまなび」を基本とした授業の中でのグループタイム等の活動を通して、子どもたちが他者の考えや気持ちを尊重し、共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、豊かな人間関係を築くための活動を取り入れる。

5 保護者や地域の方への働きかけ

本方針を、学校だより、ホームページで周知するとともに、PTA活動や保護者懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

①授業参観等において保護者や地域の方に人権学習の授業を公開する。

②保護者や地域の方を授業のゲストティーチャーとして招き、話を聞いたり、一緒に体験したりする。

③学校だよりや学年だより等を通して、いじめ防止への取り組みについて保護者に周知する。子どもたちの様子(元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物の紛失など)の変化に現れる「いじめのサイン」の家庭と学校との情報共有に努める。

6 インクルーシブ教育の実践

障害特性を有する児童も含めた全ての児童が、集団の中で一人ひとりを尊重し、違いを認め合いながら自尊感情を高め、互いを大切にする態度を育む「ともに学び、ともに育つ」教育を進める。

①学校全体で基礎的環境整備に取り組み「わかる授業づくり」に努める。

②支援の必要な児童を含むすべての児童が互いの違いを認め合い、安心して学校生活を送ることができる集団づくりを実現する。

③教職員の支援教育の専門性の向上や持続可能な校内体制・ネットワークづくりを進め、中学校や専門機関等との連携を図る。

Ⅲ 早期発見

いじめを早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

さらに、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

1 早期発見のためのポイント

- ①どのクラスにもいじめにつながる人間関係が起こりうることへの知識と理解。
- ②いじめが起こりやすい人間関係、グループ内人間関係を把握・理解。
- ③いじめが発生すれば、必ずシグナルが出る。子どもの変化（遅刻、不登校や登校しぶり、学習意欲や成績の変化、顔色、顔つき、表情、おどおど感、不安げな表情、落ち着きのなさ、感情に波がある、リストカット等の自傷行為をするなど）への気づき。
- ④子どもの訴え、周囲の友人からの情報が入ってきたときに慎重な対応をする。子どもの表面的な反応（曖昧な回答や、いじめはないとの回答だけ）に惑わされないことが大切。
- ⑤相談しやすい関係づくり、普段からのコミュニケーションの大切さ。
- ⑥障害特性を有する児童も含めた意見表明支援の想定（自分の気持ちを表出しにくい障害を有する児童については特に注意深く見守る必要がある）

2 いじめ発見のための手立て

いじめの早期発見のためには、子どもの些細な変化に気づく力を高め、疑問に思ったら迷うことなく、個人面談および情報収集を行う。より多くの大人が子どもたちの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

- ① 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～
休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会で、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことをめざし、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。
- ② 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～
成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。
- ③ 教職員間の情報共有 ～スピーディーな報連相～
(個別の指導計画、授業公開、実態報告、交換授業、専科授業、休み時間など)
いじめが起きているのではないかと思ったら、ひやかし・からかいで済ますことなく、校内いじめ対策委員会に報告する。正確な実態把握からいじめ情報のキャッチにつなげていく。
- ④ 教育相談(学校カウンセリング) ～気軽に相談できる雰囲気づくり～
日常生活の中での教職員の積極的な声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。相談室を設けて、いつでも気軽に相談できる体制を整備する。
- ⑤ いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要～

ステップアップ調査等、定期的に実態を把握するアンケートを実施する。把握した情報をもとに担任や生指が聞き取りや指導を行う。素直に記入しやすいよう、アンケートの目的を説明したり、隣の人に内容を見られないように座席を配慮したりする。

3 相談しやすい環境づくりをすすめる

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意が必要である。報告したことで立場が悪化し、教職員への不信感を生んだり、その後に情報が入らなくなったり、いじめが潜在化したりすることがないように配慮する。

① 本人からの訴えには

- 心身の安全を保障するため、「よく言ってくれたね。全力で守るからね」という教職員の姿勢を日頃から伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努める。
- 事実関係や気持ちを傾聴する。

※ 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの子どもからの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってきたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと約束し、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問ではなく、日頃から子どもの活躍や様子、気になるところ等、こまめに発信する。
- 子どもの苦手なところや課題だけを一方的に指摘されると、保護者はしつけや子育てについて、否定されたと感じる。ともに考えていくという視点を大切に保護者と連携する。

4 地域の協力を得る

青少年指導センターや中小校区青少年を守る会などと、学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域ネットワークづくりを行う。いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求める。

民生委員や児童委員、クラブボランティア、NASスタッフ、登下校の見守り隊、こども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から、子どもたちに気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう体制づくりに努める。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応する。再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

いじめ(その疑いがある場合を含む)を理由にして児童が欠席した場合、教職員は校長等への報告を行い、7日以上連続したときは、学校が教育委員会へ報告を行う。

子どもの個人情報、その取扱いには十分注意する。

I いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- 「校内いじめ対策委員会」を開催する。
- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、給食清掃時間、放課後等)



正確な実態把握

- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
- 被害児童から個別に聴き取りを行う。
- 誤認を防ぐため可能な限り複数体制で聞き取り、日付と記録者名を記載した聞き取り記録を残す。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

- ・いつ頃から
- ・誰から
- ・どのような様態であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童の人間関係にどのような問題があったか



指導体制、方針決定

- 指導のねらいと今後の対応を明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。



子どもへの指導・支援

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 関係者立会いのもと、被害児童への謝罪と今後の約束を共有する。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話しあう。



事後の対応

- 再発防止のため継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 人権教育教材などを活用しながら、適切な内容項目を授業する。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- いじめ対応の際に作成した資料を記録として10年間保存する。

2 いじめ対応の留意事項

① いじめられた子どもに対して

子どもに対して

- 事実確認とともに、つらい今の気持ちを教職員が受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ることを伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- スクールカウンセラー等と連携して、心理面でのサポートを行う。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめる。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた子どもに対して

子どもに対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景も考慮して指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な客観的事実を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てや、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、被害者のための勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話しあい、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した取り組み

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 人権教育教材などを活用しながら、適切な内容項目を授業する。
- 教育相談、日記、手紙などで被害児童・加害児童に積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめ対応の際に作成した資料を記録として残す。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために、指導計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話等（スマートフォン等を含む）を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う。

早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

1 ネット上のいじめ

パソコンや携帯電話等を利用して、SNS上に特定の子どもの悪口や誹謗中傷、画像や動画などを投稿したり、SNSを通じての仲間外れにしたりするなどの方法により、いじめを行うもの。

<特殊性による危険>

- ◆匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆携帯電話等で撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ◆時間、場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

2 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

① 保護者会等で伝えたいこと

<未然防止の観点から>

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に携帯電話等を持たせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといった新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

<早期発見の観点から>

- 家庭でメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること

② 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

<インターネットの特殊性を踏まえて>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自死だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

3 早期発見・早期対応

① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書きこまれた内容や投稿された画像・動画を記録する。
- 書き込みや画像の削除等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、警察等の専門機関と連携する。

② 書き込みや画像等の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

<指導のポイント>

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること

③ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の対応

<指導のポイント>

- 発生しがちなトラブルとして、「仲間はずれ」「人間関係の悪化」「画像・動画に関するトラブル」「コミュニケーショントラブル」「出会い系被害」などがあること。

VI いじめに取り組む体制

1 いじめに取り組む体制の整備

いじめへの取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開する。

いじめへの組織的な取り組みを推進するため、いじめに特化した機動的な「校内いじめ対策委員会」を常設し、その委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、子どもたちの状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

校内いじめ対策委員会の設置について

● 構成員

校長、教頭、コーディネーター（生活指導担当・養護教諭・通級教室担当・支援コーディネーター・研究推進担当）、学級担任、学年担任、SC、SSW

※ 重大事態が発生した場合は、教育委員会と協議のうえ、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして調査を行う。

2 重大事態への対応

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は次の対応を行う。

- 重大事態が発生した旨を速やかに教育委員会や警察等の関係機関に報告する。
- 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた子ども、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

調査を要する重大事態の例

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・児童生徒が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - ・年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に当たる。
- 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」
 - ・学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

調査について

1. 調査を行う組織

学校が主体となって調査を行う場合は「校内いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして調査を行う。なお、学校が主体となって調査を行う場合でも、教育委員会は学校に対して必要な指導や人的配置なども含めた適切な支援を行う。

2. 事実関係を明確にするための調査

○重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつ頃から
- ・誰から行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校、教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

3. 調査結果を報告する際の留意事項

- 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する必要があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

3 年間を見通したいじめ指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に指導計画を立てて、学校全体でいじめに取り組む。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	<p>教職員いじめ研修</p> <p>校内いじめ対策委員会会議 ・指導方針 ・指導計画等 ・いじめ事案報告シートの確認と引きつぎ</p>	<p>学級・学年づくり 学年集会</p> <p>人間関係づくり 学校行事、学年行事、生活指導担当の授業等を活用し、年間を通じて人間関係づくりを進める</p>	<p>コーディネーター会議 ランチタイムミーティング(毎週)</p> <p>SC/SSW会議(月1)</p> <p>学級懇談会等</p>
5月	<p>実態報告(木曜職打時)</p>		<p>民生児童委員との交流会</p> <p>個別の指導計画・実態報告会</p>
6月	<p>事案発生時、校内いじめ対策委員会会議の開催</p>	<p>生活状況調査(i-check)</p>	<p>子どもの安全見守り隊全体会</p>
7月		<p>友だち週間</p>	<p>個人懇談会等</p> <p>学校協議会</p>
8月		<p>校内いじめ対策委員会会議 ・1学期のふりかえり ・2学期に向けて</p> <p>教職員いじめ研修</p>	<p>学級・学年づくり 学年集会</p> <p>人間関係づくり 学校行事、学年行事、生活指導担当の授業等を活用し、年間を通じて人間関係づくりを進める</p>
9月			
10月		<p>学校生活アンケート</p>	<p>学級懇談会等</p>
11月		<p>分析・検討</p>	
12月	<p>校内いじめ対策委員会 ・2学期のふりかえり ・3学期に向けて</p>	<p>生活状況調査(i-check)</p> <p>学級・学年づくり 学年集会</p> <p>人間関係づくり 学校行事、学年行事、生活指導担当の授業等を活用し、年間を通じて人間関係づくりを進める</p>	<p>個人懇談会等</p> <p>学校協議会</p>
1月			<p>分析・検討</p>
2月		<p>学校生活アンケート</p>	<p>学級懇談会等</p>
3月	<p>校内いじめ対策委員会会議 ・1年間のふりかえり ・分析まとめ ・いじめ事案報告シートの確認と申し送り</p>	<p>分析・検討</p>	<p>個別の指導計画・実態報告会</p> <p>学校協議会</p>